

農振除外及び農地転用を申出されるときは 地域計画の変更手続きが必要となる場合があります

令和 7 年 4 月から「地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）」の策定に伴い、「農業振興地域の農用地区域からの除外・編入（以下、「農振除外・編入」という。）」や「農地転用」をするためには、あらかじめ地域計画を変更することが必要となり、申出から変更完了までに 2 月程度の期間が見込まれます。

各申請等の際は、対象農地の地域計画をご確認のうえ、下記のとおり必要書類を提出してください。

必要書類

○申出者が提出する書類

- ・ 地域計画変更申出書 ※記載例参照
- ・ 委任状
- ・ 位置図（住宅地図可）
- ・ 公図
- ・ 登記事項証明（全部事項証明）
- ・ 除外願出書や転用許可申請書の写等

協議の場において、地域農業者、住民及び関係機関等の意見・意向を確認し、合意形成を図ったことがわかる書類（任意様式も可）

※農地転用のための変更で、担い手がいる場合は、担い手の同意がわかる書類（任意様式）も添付してください。

○提出期限

農振農用地からの除外・編入：偶数月末（除外・編入願出時）

農地転用：随時（計画変更後の毎月 15 日が転用申請日）

□地域計画変更までの流れ

1. 申出者は、事前に農業委員会事務局に農地転用の見込みを確認して下さい。
2. 申出者は、農業委員会事務局に地域計画変更申出書を提出します。

※①提出を受けた申出書に係る地域計画の変更は、農振除外・編入のための変更の場合は、農振除外・編入の手続きと並行して処理を進めます。

②農地転用のための変更の場合は、計画変更後の直近毎月 15 日が転用申請の受付日となります。

3. 農業委員会事務局は、関係機関への意見聴取を行います。

計画変更案を公告・縦覧（縦覧期間は 2 週間）をした後、変更後の地域計画

を公告（公表）します。

※地域計画変更の公告（公表）後、申出者（代理人）に対し、地域計画が変更となった旨を連絡します。

お問い合わせ

南砺市農業委員会事務局

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

TEL：0763-23-2020 FAX：0763-52-6348

E メールアドレス： nogyoiinkaijimu@city.nanto.lg.jp